

「広報ごしょがわら」印刷に関する契約書（案）

「広報ごしょがわら」（以下「広報紙」という。）の印刷について、五所川原市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間に、次の条項により契約を締結する。

第1条 発注者は、受注者に広報紙の印刷を委託し、受注者はこれを受託するものとする。

第2条 委託期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

第3条 広報紙の規格は、A列4版（210mm×297mm）横書きで1段16字詰53行の3段組、1段24字53行の2段組又は1段48字53行の1段組とし、使用活字は14級正体を基本とする。フォントは、モトヤマルベリを基本とする。中ページは黒1色刷り、表紙、裏表紙及び特集記事の一部はカラーとする。紙質は再生紙を使用し、マットコート70kg以上とする。

第4条 発行回数は6回とし、原則として毎月25日の発行とするが、発注者の都合により発行回数を増減することができる。

第5条 発行部数は、1回あたり21,700部とする。

第6条 黒1色刷りの印刷料金は、1ページ〇円〇銭とする。カラーの印刷料金は、1ページ6円とする。また、契約額は印刷料金に消費税及び地方消費税額10%を別途に加算した額とし、請求額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、字数が第3条に定める版を著しく下回り、かつ、組版が簡易なものは発注者受注者協議のうえ定める。

第7条 図表等及び広告の製版料、ホームページ用PDF作成料は、前条に定める印刷料金に含むものとする。

第8条 納期は、仕様書のとおりとする。また、納品する広報紙は発注者が定めるとおり仕分けしなければならない。なお、青森県から県広報紙等の配布依頼があった場合は、当該配布物の仕分けも行うものとし、その際の仕分け手数料は、1部あたり2円とする。

第9条 発注者は、原則として納期の10日前までに原稿を受注者に送付するものとする。

第10条 印刷料金の支払いは、広報紙を納入した後、適正な請求があった後30日以内とする。

第11条 印刷についての責任は受注者において負うものとし、この場合経費を必要とするときも受注者の負担とする。

第12条 印刷について不適格と認められる場合及び発注者の承諾なくこの契約により得た権利若しくは義務を他人に委任し、又は譲渡した場合、発注者は直ちに本契約を解除する。

第13条 前条の規定により発注者が契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属し、契約保証金を免除したものであるときは、受注者は契約金額の100分の5（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に相当する金額を違約金として発注者の指定する期日までに納付しなければならない。

2 発注者に前項の規定による金額を超えた額の損害が生じたときは、発注者はその超えた金額を損害賠償金として徴収する。

第14条 受注者がこの契約に基づく違約金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者はその支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.0パーセント（その遅延利息の額が100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

第15条 本契約に疑義を生じた場合又は本契約に定めのない事項については、法令（五所川原市の条例等を含む。）の定めるところによるほか、発注者と受注者とが協議のうえ定める。

発注者及び受注者は、信義、誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

（発注者）五所川原市字布屋町41-1

五所川原市長 佐々木 孝 昌

（受注者）